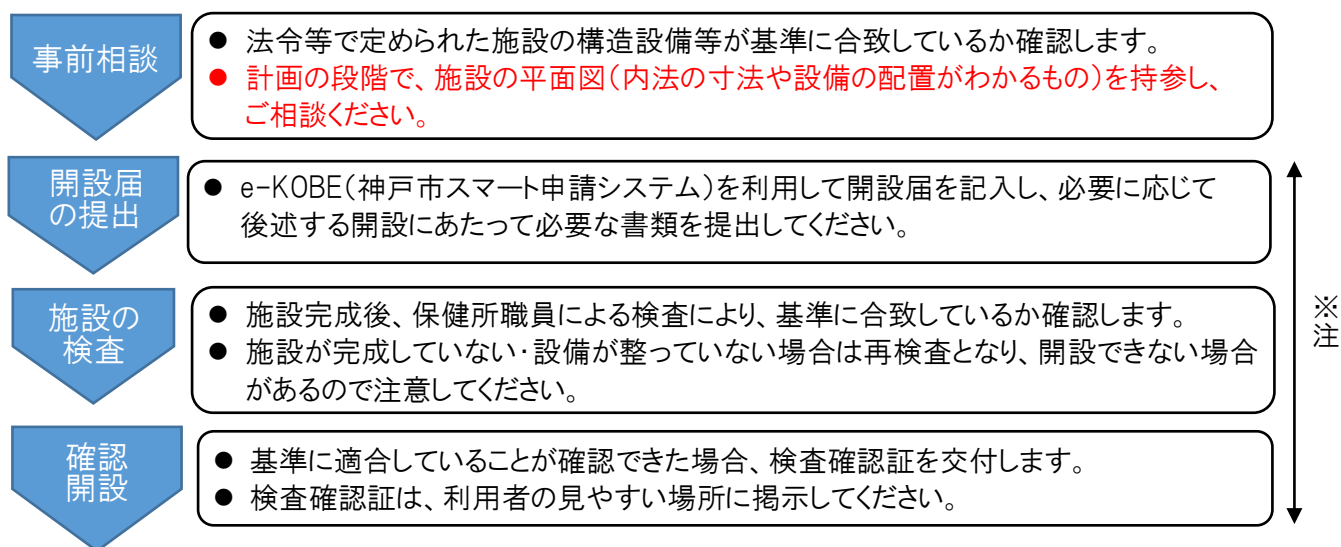


理容所、美容所の開設手続について(e-KOBE申請用)

1 開設の流れ



※注: 手続には審査期間が必要となるため、開設予定日の3週間以上前までに余裕を持って申請してください。

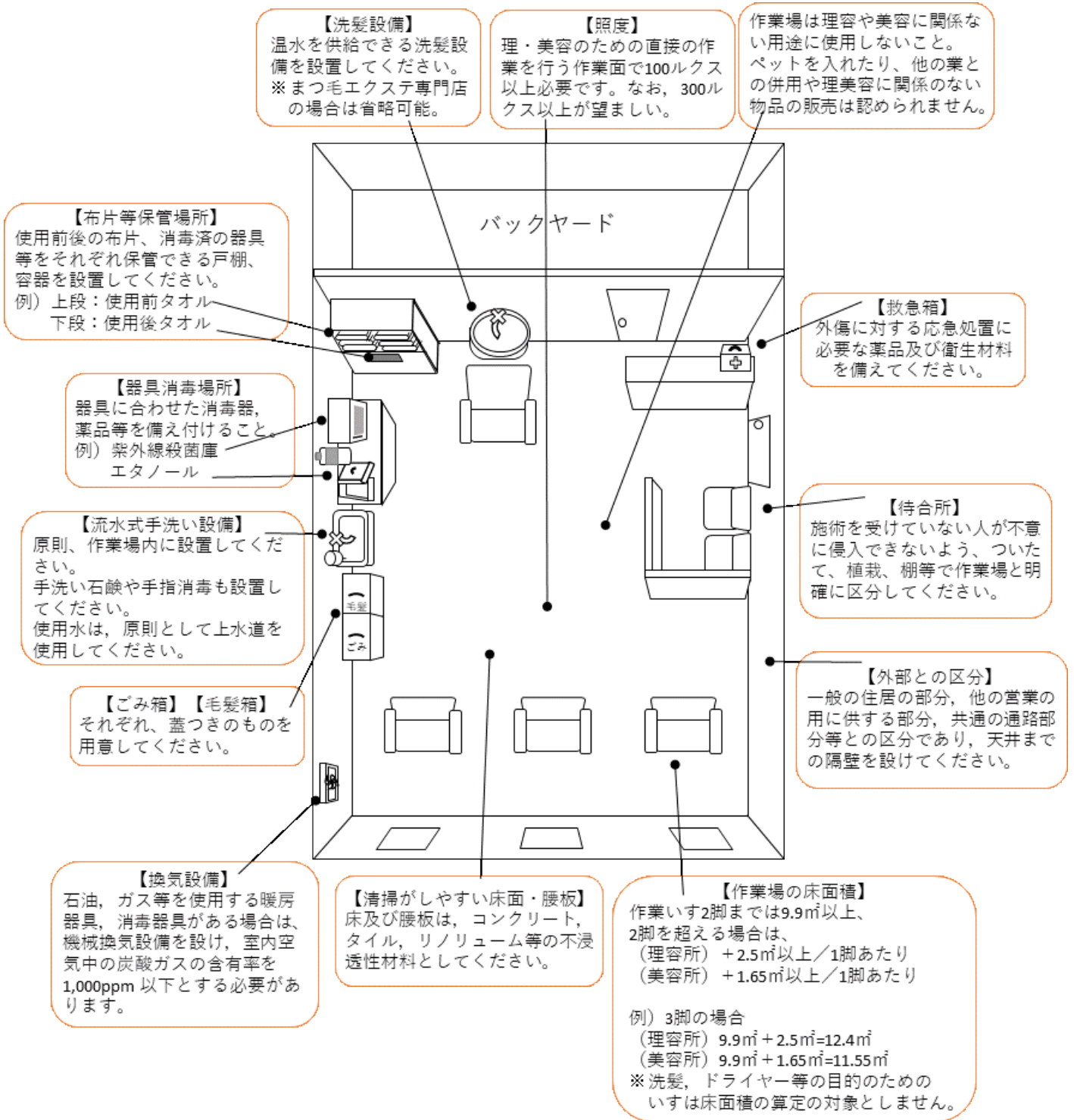
2 開設にあたって必要な書類

必要な書類	注意点
① 施設の平面図 付近の見取り図	施設の平面図(内法寸法が入ったもの)、付近の見取り図(地図)を添付してください。 1フロアに他の店舗がある場合は、フロア図もご用意ください。
② 理・美容師の免許証	全員分の免許証の写しを添付してください。
③ 診断書	理・美容師の方について、結核・伝染性皮膚疾患の有無、医師名・医師の印があるもの、発行から3か月以内のものが有効です。 診断書のひな型は市HPからダウンロードできます。(下記URL参照) https://www.city.kobe.lg.jp/a84140/kenko/health/hygiene/environment/ribi.html
④ 管理理・美容師の資格を有する書類	理・美容師の従業員が2名以上の場合、管理理・美容師が必要です。
⑤ 法人の場合 登記事項証明書等	登記事項証明書(定款若しくは寄付行為の写しでも可)
⑥ 開設者が外国人の場合 住民票の写し	開設者が外国人の場合、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの。)が必要です。 なお、マイナンバーの記載のないものをご用意ください。
⑦ 検査手数料	¥ 16, 000(e-KOBEを利用して納付してください。) 一旦納入いただいた手数料はお返しできませんのでご注意ください。

3 施設設備の基準

下記の説明をよく読み、施設を計画してください。基準に合わない場合、開設できない場合があります。

図面が出来上がり、着工する前に、図面を持って事前相談にお越しください。



理容師法施行規則(抜粋) ※()は美容師法施行規則

《清潔保持の措置》

第26条 法第12条第1号(法第13条第1号)に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 1 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リリユーム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 2 洗場は、流水装置とすること。
- 3 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

《採光、照明及び換気の実施基準》

第27条 法第12条第3号(法第13条第3号)に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 1 採光及び照明 理容師(美容師)が理容(美容)のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- 2 換気 理容所内(美容所内)の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

理容師法施行条例 (抜粋) ※()は美容師法施行条例

《理容所(美容所)について講ずべき措置》

第4条 法第12条第4号(法第13条第4号)に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 作業場は屋内に設けること。
- (2) 隔壁により外部と区分すること。
- (3) 室内空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
- (4) 待合所を設ける場合は、作業場と明確に区分すること。
- (5) 作業場の床面積は、作業いす2脚までは9.9平方メートル以上とし、作業いす2脚を超えて1脚を増すごとに2.5平方メートル以上を増すこと。(作業場の床面積は、作業いす2脚までは9.9平方メートル以上とし、作業いす2脚を超えて1脚を増すごとに1.65平方メートル以上を増すこと。)
- (6) 作業場の床面は、清掃が容易に行える構造とすること。
- (7) 作業場には、器具を消毒する場所を設け、消毒器、薬品等を備え付けること。
- (8) 作業場には、石けん又は消毒液が備え付けられている流水式手洗い設備を設けること。
- (9) 作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。
- (10) 作業場には、客に接する布片、紙片、消毒済の器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。
- (11) 作業場は、理容に関係のない用途に使用しないこと。ただし、当該理容所の理容師の全員が美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第2項に規定する美容師の免許を有する場合であつて、当該理容所と同一の場所に美容師法第2条第3項に規定する美容所が開設され、かつ、当該理容所の理容師が当該作業場を美容師法第4条第1項に規定する美容の用途に使用するときは、この限りでない。
(作業場は、美容に関係のない用途に使用しないこと。ただし、当該美容所の美容師の全員が理容師法(昭和22年法律第234号)第2条に規定する理容師の免許を有する場合であつて、当該美容所と同一の場所に理容師法第1条の2第3項に規定する理容所が開設され、かつ、当該美容所の美容師が当該作業場を理容師法第1条の2第1項に規定する理容の用途に使用するときは、この限りでない。)
- (12) 作業場には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (13) 昆虫等の駆除に努めること。
- (14) 使用水は、原則として上水道を使用し、井戸水等を使用するときは、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- (15) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (16) 自動車に設備を設けて理容(美容)の業を行う理容所については、前各号(第1号及び第3号を除く。)に掲げる措置のほか、次の措置を行うこと。
 - ア 換気上有効な機械換気設備を設けること。
 - イ 飲用に適する水を供給する200リットル以上の容量の給水タンクを設けること。
 - ウ 給水タンクと同容量以上の排水タンクを設けること。
 - エ 作業場の床は、作業中は支柱その他の設備により水平に固定しておくこと。

4 e-KOBEを利用した開設届の記入について

◎ 内容詳細についてよくご確認の上、最下部の「次へ進む」をクリックしてください。

内容詳細

理容所開設届

手続きの前に必ずお読みください

本手続きは、各衛生監視事務所で実施していた窓口での申請に代わり、電子申請で手続きを行うものです。施設には構造設備基準が定められていますので、計画の段階で、施設の平面図をご用意の上、下記の相談先までご相談ください。施設の構造設備等が基準に適合しているか事前にご確認します。なお、基準に適合しない場合は、開設できないことがあります。手続きには審査期間が必要となるため、開設予定日の3週間以上前までに余裕を持って申請してください。開設予定日までの期間が短い場合は、各衛生監視事務所の窓口での申請がスムーズです。

詳しい手続きの流れに関しては下記リーフレットをご覧ください。

[理容所、美容所の開設手続きについて（e-KOBE申請用）<必ずお読みください！>](#)

届出の対象

本手続きは、各衛生監視事務所が所管する区域で営業を予定している理容所施設の開設届です。営業者が変わる場合や移転の場合、大規模な構造変更を行った場合も本手続きの対象となります。

関係法令

理容所の開設には以下の法令に基づき、構造設備基準等を遵守する必要があります。

必ず事前にご確認ください。

[理容師法](#)

[理容師法施行令](#)

[理容師法施行規則](#)

[神戸市理容師法施行条例](#)

}

問い合わせ先

健康局環境衛生課（環境ライン）

メールによるお問い合わせ：

電話番号：0789999999

次へ進む >

ウィンドウを閉じる

- ◎ 営業を予定している施設の所在地の区に応じて、手続きの申請先を選択してください。

手続きの申請先の選択

理容所開設届

営業を予定している施設の所在地の区を管轄している申請先を選択してください。 **必須**

東灘区、灘区、中央区、北区 : 東部衛生監視事務所
兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区 : 西部衛生監視事務所

東部衛生監視事務所

クリックして選択

次へ進む >

< 戻る

- ◎ 以降、上から順番に表示される項目に回答してください。
- ◎ 「必須」マークのある項目は必ず記入してください。
- ◎ 【事前質問】の選択に応じて、以降の表示される項目が変わりますのでご注意ください。

【事前質問】 理容所の開設にあたって、以下の項目に該当するものを選択してください。 **必須**

- 開設者が外国人である
- 開設者が法人である
- 前営業者から営業を譲り受けた
- 重複開設（理容所と美容所を同一の場所で開設することをいう）を行う
- 自動車に設備を設けて理容の業を行う
- 該当なし

- ◎ 必要に応じて、開設にあたって必要な書類を求める項目が表示されますので、「アップロードするファイルを選択」から該当のファイル(pdf, xls, xlsx, xlsx, doc, docx, ppt, pptx, jpeg, jpg, png, tif, tiff形式)を提出してください。

開設者が法人である場合

定款若しくは寄附行為の写し又は登記簿の抄本（登記事項証明書等）が必要です。

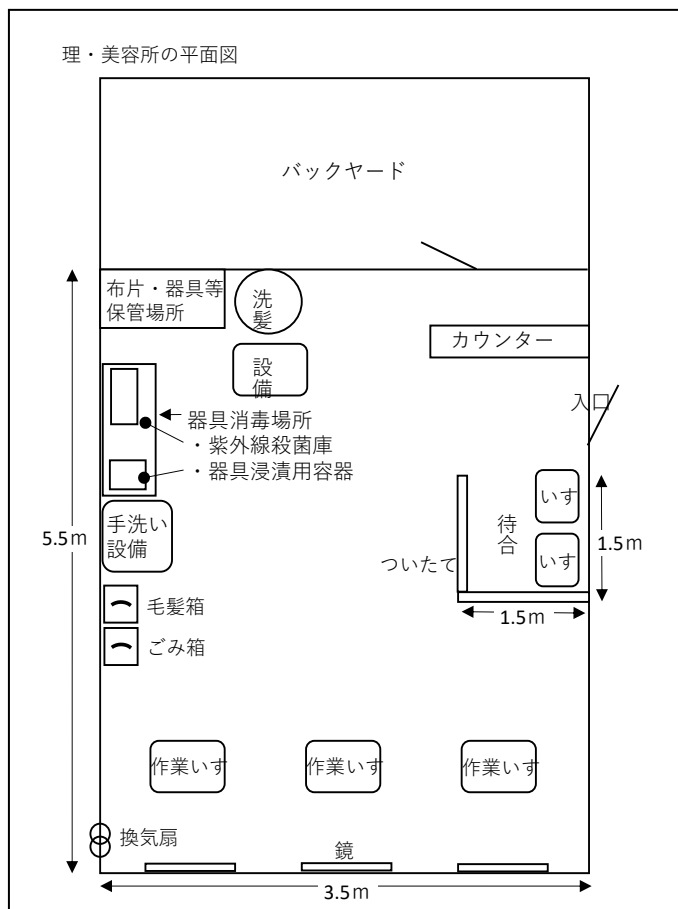
定款若しくは寄附行為の写し又は登記簿の抄本をアップロードしてください。 **必須**

アップロードするファイルを選択

◎ 下記の項目については、表の内容に注意して記入してください。

	項目	個人の場合	法人の場合
1	開設者住所	お住いの住所の丁目地番までを記載	お住いの住所の丁目地番までを記載 (登記事項証明書のとおり記入すること)
2	開設者方書	お住いの住所の建物名・部屋番号までを記載	お住いの住所の建物名・部屋番号までを記載 (登記事項証明書のとおり記入すること)
3	開設者名	氏名を記載	法人名を記載
4	代表者名	—	代表者役職・氏名を記載

◎ 図面は、詳しく、正確で、わかりやすいものを添付してください。施設の図面は手書きでも設計図面を添付しても構いません。

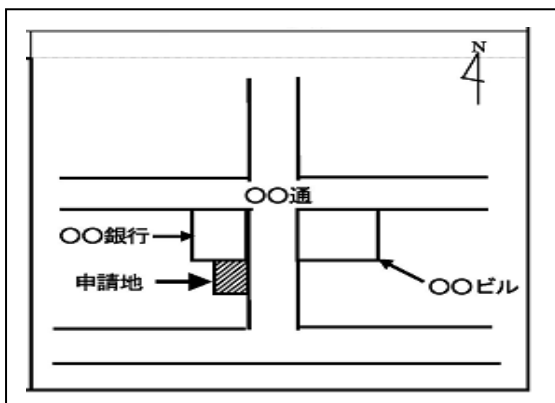


【注意点】

窓口で作業場の面積(待合、バックヤードを除く)を確認します。作業場の面積の計算に必要な寸法を必ず記入してください。

なお、寸法はすべて内のり寸法で記入してください。面積がわからない場合は、申請を受け付けられない場合があります。

◎ 付近の見取り図は、施設の位置がわかるように記載してください。インターネット等の地図を添付しても構いません。



- ◎ 「理容師(美容師)は何名ですか?」「その他の従業者は何名ですか?」の項目を入力すると、以降に入力人数分の従業者情報を入力する項目が表示されます。
- ◎ 理容師(美容師)が2名以上従事する場合は、管理理容師(管理美容師)が必要になりますので、表示される管理理容師(管理美容師)の項目を記入してください。
- ◎ 管理理容師(美容師)以外の従業者情報は8名まで入力することができます。8名以上の登録を必要とする場合は、手続きの申請先の衛生監視事務所へ後日申し出てください。

(3 / 3ページ)

理容所開設届

従業者について

理容師は何名ですか?

半角数字で記入してください。

 名

その他の従業者は何名ですか?

半角数字で記入してください。

 名

総従業者数(開設時)

 名

管理理容師

管理理容師はいますか? **必須**

店舗に従事する理容師が2名以上である場合、管理理容師が必要です。

- はい
 いいえ

従業者

管理理容師以外の理容師及びその他の従業員全員を記入してください。
従業者情報は8名まで入力することができます。
8名以上の登録を必要とする場合は、後日保健所へ申し出てください。

5 その他

(1) 変更事項が発生した場合

- ◎ 理・美容所開設届による届出事項(開設者の住所、氏名、営業施設の名称、管理理・美容師、従業者)に変更が生じたときは、衛生監視事務所に変更の届出を提出してください。
- ◎ 施設の構造変更を行う場合は、着工する前に、図面を持って事前相談にお越しく下さい。
- ◎ いずれの場合も、届出の用紙は衛生監視事務所にて配布、HPよりダウンロードできます。

(2) 検査確認証を破り、汚し、又は失った場合

衛生監視事務所にて再交付を受けてください。

(3) 理・美容所を廃止する場合

衛生監視事務所へ届出が必要です。

6 問い合わせ先

事前の相談、開設届の提出は、施設がある区を管轄している衛生監視事務所で受け付けています。

営業所の所在地	申請先	衛生監視事務所所在地	電話番号
東灘区、灘区、中央区、北区	東部衛生監視事務所	神戸市中央区東町 115 番地 中央区役所7階	生活衛生ダイヤル 078-771-7497
兵庫区、長田区、須磨区、 垂水区、西区	西部衛生監視事務所	神戸市長田区北町3丁目4番地の3 長田区役所5階	